保育標準時間認定請求にかかる申立書

記載例
※保育短時間が8時30分から16時30分の施設利用
母の月間就労時間120時間未満だが、就労開始時間が9時

令和 8年 11月 1日

申立者	住所	富山市新桜町〇〇番〇〇号		
（保護者）	氏名	富山　花子	電話番号	076―〇〇〇―〇〇〇〇

下記の理由により、保育必要量の認定を保育標準時間としていただくよう申し立てます。

利用施設（保育所等名）	〇〇保育所
施設の定める保育短時間の時間帯	8時　30分から　16時　30分まで

申立てに係る児童氏名	生年月日	保護者との続柄（子など）	支給認定番号
（ふりがな）とやま たろう 富山　太朗	R 2 年 7 月 7 日生	子	00000
（ふりがな）とやま いちろう 富山　一朗	R 4 年 5 月 2 日生	子	99999
（ふりがな）	R　年　月　日生		

保育標準時間認定が必要な理由にチェックを入れてください。

□1か月の就労時間等が120時間に満たないが、1日8時間以上の就労等を常態としており
施設の定める保育短時間

☑1か月の就労時間等が12
就労時間及び通勤時間等
時間帯を超えた利用が必

※恒常的に保育短時間に間に合わない場合、標準時間への変更を申し立てることが出来ます（施設によって時間が異なります）
→8時30分から16時30分　もしくは　8時から16時

※就労証明書等を添付して提出してください

※記載内容によっては、標準時間に変更できない場合もあります

□その他（　　）

＜具体的な状況＞開始もしくは終了時間、通勤時間などの状況を詳細に記入してください。

始業等開始時間に合わせて利用する場合、下記のタイムスケジュールとなります。

（送り）

保育所等着（8:20）保育所等発（8:25）　車（25）分　職場等着（8:50）　移動・準備等（10）分　開始（9:00）

（迎え）

終了（　：　）　移動・準備等（　）分　職場等発（　：　）　（　）分　保育所等着（　：　）

その他
（　）

（　：　）　（　：　）　（　：　）　（　：　）

保育短時間で利用した場合に間に合わない状況が明確に分かるように記載してください
（送り、迎えのいずれかのみでも可）

（081101）